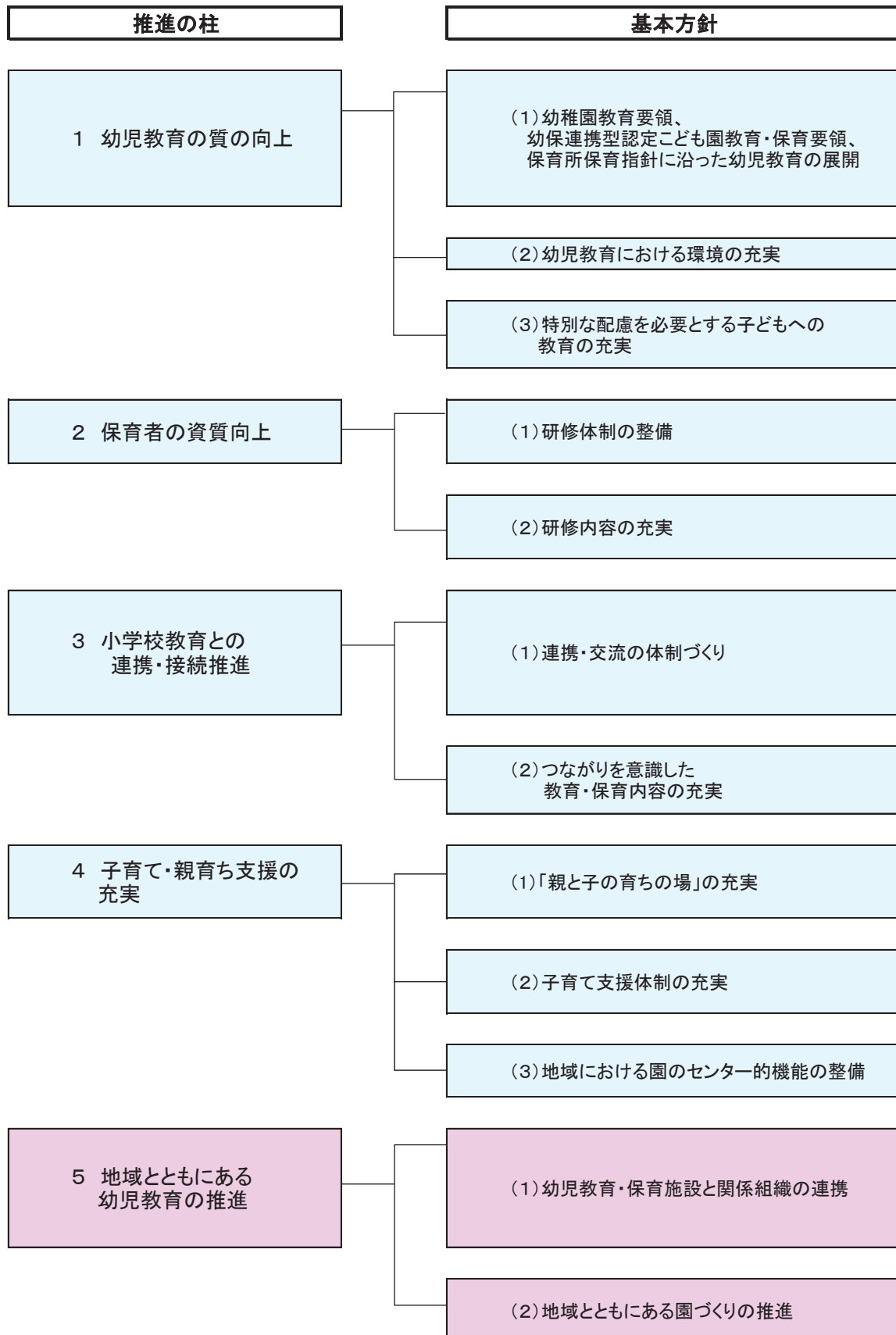


推進の柱 5

地域とともにある幼児教育の推進

関係機関が
つながる

【体系表】





目標

- ①幼稚園教育要領、幼保連携型認定こども園教育・保育要領、保育所保育指針の内容の理解推進
- ②教育・保育内容の充実
- ③自己評価を中心とした学校評価・園評価の活用・推進

①幼児教育における環境の改善・整備

- ①支援体制の整備・充実
- ②個別の教育支援計画等の作成・活用及び関係機関との連携

- ①体系的な研修計画の整備
- ②計画的・組織的な研修の推進

- ①専門性の向上のための研修の充実
- ②幼保多様化に向けた研修の充実

- ①幼稚園・認定こども園・保育所・小学校等の連携・接続の体制整備・充実
～組織をつなぐ～
- ②幼稚園・認定こども園・保育所・小学校教員等の連携・交流の推進
～人をつなぐ～

- ①接続カリキュラムの編成
～教育をつなぐ～
- ②地域における連携体制の整備
～組織をつなぐ～

- ①多様な場を活用した交流機会の提供
- ②保護者の育ちを応援する学びの機会の充実
- ③親と子の生活習慣づくりの支援

- ①関係機関と連携した子育て支援体制の充実
- ②家庭や地域における子育て支援体制の充実

- ①幼稚園・認定こども園・保育所等におけるセンター的機能の充実

- ①連携体制の整備
- ②市町村における幼児教育の充実に向けた政策プログラムの策定
- ③多様な幼児教育・保育施設の連携推進

- ①地域資源の活用
- ②子どもを支える地域づくり



5 地域とともにある幼児教育の推進

子どもの健やかな育ちを支援していくため、県と市町村の幼児教育と児童福祉、子育て支援、保健医療など様々な関係機関が連携して、総合的な幼児教育の取組を推進し、県全体として各種施策等の展開をめざします。

また、県内の市町村における地域の実情に応じた幼児教育の取組を支援するとともに、鳥取の豊かな自然・文化などの地域資源の活用や地域の人との交流を通して、これからの時代に必要な力やふるさとに愛着をもった子どもの育成をめざします。

基本方針（１）幼児教育・保育施設と関係組織の連携

目標① 連携体制の整備

県及び市町村における幼児教育関係組織の連携体制を整備します。

【推進のための具体的な取組】

【県・県教育委員会】

- 県幼児教育センターによる幼児教育の拠点機能の整備・充実
- 「鳥取県幼児教育振興プログラム」の進捗状況の把握や評価・改善
- 県・市町村関係課、市町村間の連絡調整
- 市町村における福祉部局と教育委員会の連携・協働への支援

【市町村・設置者】

- 幼児教育アドバイザー（保育リーダー等）を配置するなど、指導体制を強化しましょう。
- 担当部局は私立幼稚園とも連携し、指導体制を整えましょう。
- 幼稚園・認定こども園・保育所等の窓口を一本化しましょう。

【幼稚園・認定こども園・保育所等】

- 地域の関係機関と連携を進めましょう。
 - ・幼稚園 ・認定こども園 ・保育所 ・地域型保育事業所 ・認可外（届出）保育施設
 - ・小中学校 ・義務教育学校 ・特別支援学校 ・公民館 ・児童発達支援センター
 - ・行政機関 ・医療機関 ・放課後子供教室 ・放課後児童クラブ など

《地域とともに》

地域の人々に子どもや幼稚園・認定こども園・保育所等に関心をもち、関わっていただくことは、地域の人々との結び付きを強め、地域全体で子どもを育てる取組を推進することにつながります。そして、この取組の推進が、ふるさとを愛する子どもを育むことにつながります。



【市町村ごとの幼児教育・保育施設一覧】

(平成31年4月1日現在) 294施設

	施設区分 (所管課)	国・公立 幼稚園 (市町村)	私立 幼稚園 (子育て王国課)	公立 認定こども園 (子育て王国課)	私立 認定こども園 (子育て王国課)	公立 保育所 (市町村)	私立 保育所 (市町村)	地域型 (市町村)	届出 保育施設 (子育て王国課)
鳥取市	こども家庭課	3	4		20 保育所型: 2 幼保連携型: 5 幼稚園型: 3	25	18	11	16
倉吉市	子ども家庭課				5 幼保連携型: 5	10	11		5
米子市	子育て支援課		7		8 保育所型: 2 幼保連携型: 5 幼稚園型: 1	14	26	18	23
境港市	子育て支援課		1		1 幼保連携型: 1	3	7	2	2
岩美町	住民生活課					3			
八頭町	町民課					5			
若桜町	町民福祉課			1 幼保連携型: 1					
智頭町	教育課					1		1	2
湯梨浜町	子育て支援課			7 幼保連携型: 5 保育所型: 2			1		
三朝町	町民課			1 保育所型: 1		2			
北栄町	教育総務課 子育て支援室			4 幼保連携型: 4	1 幼保連携型: 1		1		
零清町	子育て応援課			5 幼保連携型: 2 保育所型: 3	1 幼保連携型: 1		1		
南部町	子育て支援課 教育委員会			1 保育所型: 1		3		2	
伯耆町	福祉課					5		1	2
大山町	幼児・学校教育課					5			
日吉津村	福祉保健課					1		2	
日南町	福祉保健課					1			1
日野町	教育課					1			
江府町	教育課					1			
国立 鳥取大学附属幼稚園		1							
合計		4	12	19 (保育所型: 7) (幼保連携型: 12)	26 (保育所型: 4) (幼保連携型: 18) (幼稚園型: 4)	80	65	37	51

施策

幼児教育関係者による意見交換

鳥取県幼児教育振興プログラムの進捗状況を的確に把握するとともに、施策が効果的に実施できるよう、地域の幼児教育関係者や県関係課による意見交換の機会を設定します。

幼児教育関係者による意見交換

【内容】

- ・幼稚園・認定こども園・保育所・小学校等の幼児教育関係者による意見交換
- ・「鳥取県幼児教育振興プログラム」の進捗状況について確認

【構成】

- ・幼稚園・認定こども園・保育所等の設置者の代表
- ・幼稚園・認定こども園・保育所・小学校等の代表
- ・学識経験者 等

県組織における意見交換

【内容】

- ・県の幼児教育関係課による意見交換
- ・「鳥取県幼児教育振興プログラム」に基づいた施策の効果的な実施状況や新たな課題についての協議



基本方針（１）幼児教育・保育施設と関係組織の連携

目標② 市町村における幼児教育の充実に向けた政策プログラムの策定

市町村では、地域の実情や課題を踏まえた幼児教育の振興に関するプログラムを福祉部局と教育委員会の連携のもと策定・改訂することなどにより、幼児教育の充実に関する施策を効果的に推進するように努めます。

【推進のための具体的な取組】

【県・県教育委員会】

- 「鳥取県幼児教育振興プログラム」の周知・活用
- 市町村への幼児教育に関する政策プログラム（＊）の策定に必要な情報や資料の提供及び指導助言
- 市町村の幼児教育関係職員等を支援するための研修会の開催
 - ・「市町村等幼児教育・保育指導者研修会」
 - ・「幼児教育・保育施設におけるミドルリーダー研修会」

【市町村・設置者】

- 県教育振興基本計画における幼児教育の内容について検討・充実を図りましょう。
- 福祉部局と教育委員会が連携して幼児教育の振興に関する政策プログラムを策定し、具体的な取組を推進しましょう。
- 幼児教育の充実に向けた取組などに関する保護者や地域住民などとの意見交換会等を開催しましょう。

【幼稚園・認定こども園・保育所等】

- 「鳥取県幼児教育振興プログラム」や市町村の幼児教育の振興に関する政策プログラムを参考にして、園経営の充実を図りましょう。

《地域とともに》

市町村における幼児教育に関する政策プログラムを策定する際は、地域の方の意見を吸い上げる機会を設けたり、機会を捉えてプログラムの内容について発信したりすることが重要です。地域の子どもを育てるという思いを共有することにより、地域の方が園や市町村の取組に積極的に参画することにつながります。

＊幼児教育に関する政策プログラム…「子ども・子育て支援法」に基づく「子ども子育て支援事業計画」、「教育基本法」に基づく「教育振興基本計画」、「次世代育成支援対策推進法」に基づく「市町村行動計画」等の項目の一つとして幼児教育について定めているもの



【幼児教育に関する政策プログラムの策定状況】

	平成28年度 市町村数	令和元年度 市町村数
策定済み	6	18
策定予定	0	0
策定しない	4	0
未定	9	1
合計	19	19

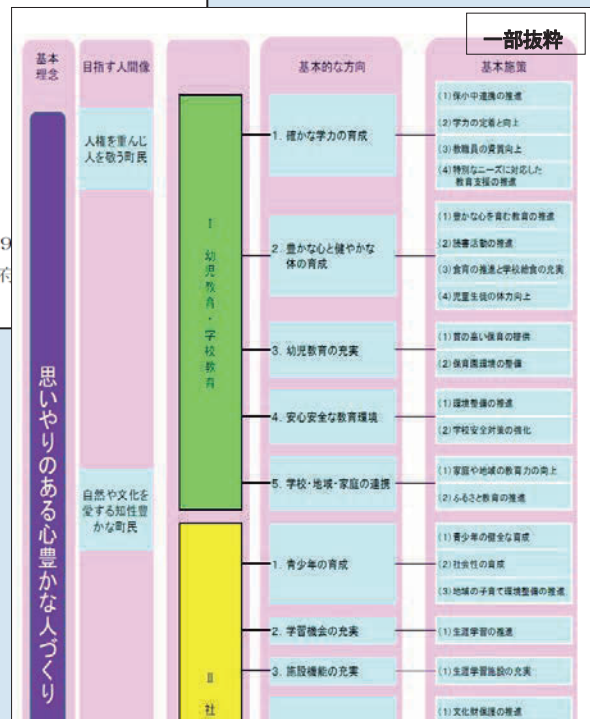
「幼児教育に係る実態調査」(文部科学省)

「幼児教育に係る実態調査」(文部科学省)において、「幼児教育に関する政策プログラム」の対象となる計画の対象が広がったため、令和元年度は、策定済みが増えています。

江府町教育大綱

【江府町教育振興基本計画】

平成29年度
江府町



【市町村における幼児教育を語る会】

幼稚園・認定こども園・保育所等の関係者、保護者、小学校等の教員、行政関係者、地域住民等が、幼児教育の充実に向けて意見交換をする機会を設定します。地域の課題を共有して課題解決の方法等を探り、共通実践につなげることができます。



「幼児教育研究会」

円滑な接続をめざして、市内全ての園長・校長が集い、それぞれの校区の保育・教育について意見交換を行います。



「就学前教育を語る会」

幼保小連携・接続をめざし、小学校校長会の運営のもと、毎年行います。参加園が年々増え、伝達シートをもとに引継ぎを行う合同情報交換会の持ち方やスタートカリキュラムの編成についても協議しています。

基本方針（１）幼児教育・保育施設と関係組織の連携

目標③ 多様な幼児教育・保育施設の連携推進

地域のニーズに応じた特色を生かした園づくりに努めるとともに、保育者等が相互に幼児教育について理解を深め、子どもの豊かな経験や学びにつながるよう、幼稚園・認定こども園・保育所等の連携推進に努めます。

【推進のための具体的な取組】

【県・県教育委員会】

- 施設種を超えた保育者等の資質向上に関する支援及び研修会の開催
 - ・担当指導主事・幼児教育支援員・幼児教育アドバイザー・保育専門員による研修支援
 - ・幼稚園・認定こども園・保育所等の幼児教育に係る相互理解の場の提供
- 行政情報の提供や好事例の紹介

【市町村・設置者】

- 公私の区分に関わらず、幼稚園・認定こども園・保育所等の保育者等の相互理解の場を設けましょう。（研修会、講演会等）
- 幼稚園・認定こども園・保育所等の窓口を一本化しましょう。
- 行政情報の提供や好事例の紹介に努めましょう。

【幼稚園・認定こども園・保育所等】

- 地域の幼稚園・認定こども園・保育所等と連携して、相互の保育参観や合同研修会等に参加し、他園のよい実践に学びましょう。
 - ・幼保一体化に向けた幼児教育・保育相互理解研修
 - ・幼稚園教諭・保育教諭・保育士等の合同研修会
 - ・幼児・児童の交流活動
- 自園の特徴やよさを生かした全体的な計画・指導計画等を作成・編成しましょう。
- 地域の実態に応じた子育て支援を進めましょう。

《地域とともに》

子どもは、身近な人と一緒にいる中で、他の人への関心を広げたり、深めたりしながら、人と関わる力を育んでいきます。地域において同年齢・異年齢の子どもとの関係、保育者等との関係など、安心して様々な人と関わる状況をつくり出すことが大切です。



幼児教育・保育施設について

幼稚園
3～5さい



小学校以降の教育の基礎をつくるための
幼児期の教育を行う学校

利用時間 昼過ぎごろまでの教育時間に加え、
園により午後や土曜日、夏休みなどの
長期休業中の預かり保育などを実施。

利用できる保護者 制限なし。

保育所
0～5さい



就労などのため家庭で保育のできない
保護者に代わって保育する施設

利用時間 夕方までの保育のほか、園により延長保育を実施。

利用できる保護者 共働き世帯、親族の介護などの事情で、
家庭で保育のできない保護者。▶06ページ参照

認定こども園
0～5さい



幼稚園と保育所の機能や特長をあわせ持ち、
地域の子育て支援も行う施設

0～2さい

利用時間 夕方までの保育のほか、園により延長保育を実施。

利用できる保護者 共働き世帯、親族の介護などの事情で、
家庭で保育のできない保護者。▶06ページ参照

3～5さい

利用時間 昼過ぎごろまでの教育時間に加え、保育を必要とする
場合は夕方までの保育を実施。
園により延長保育も実施。

利用できる保護者 制限なし。

NEW

地域型保育
0～2さい



保育所(原則20人以上)より少人数の単位で、
0～2歳の子どもを保育する事業

利用時間 夕方までの保育のほか、園により延長保育を実施。

利用できる保護者 共働き世帯、親族の介護などの事情で、
家庭で保育のできない保護者。▶06ページ参照

※地域型保育では、保育内容の支援や卒園後の受け皿の役割を担う連携施設
(保育所、幼稚園、認定こども園)が設定されます。

2つの
ポイント

- 3～5歳のお子さんは、保護者の働いている状況に関わりなく
教育・保育と一緒に受けます。保護者の就労状況が変わっても、
通い入れた園を継続して利用できます。
- 子育て支援の場が用意されていて、園に通っていない子どものご家庭も、
子育て相談や親子の交流の場などに参加できます。

4つの
タイプ

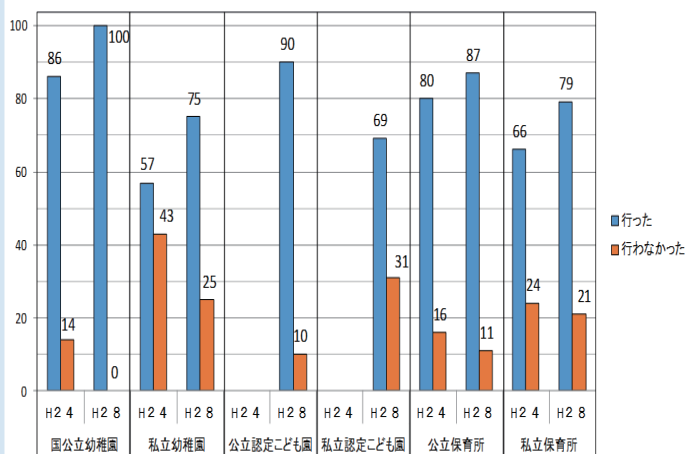
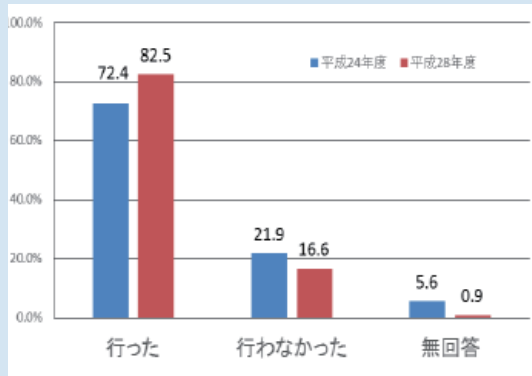
- 家庭的保育(保育ママ)**
家庭的な雰囲気のもとで、
少人数(定員5人以下)を
対象にきめ細かな保育を行います。
- 小規模保育**
少人数(定員6～19人)を対象に、
家庭的保育に近い雰囲気のもと、
きめ細かな保育を行います。
- 事業所内保育**
会社の事業所の保育施設などで、
従業員の子どもと地域の子どもを
一緒に保育します。
- 居宅訪問型保育**
障害・疾患などで個別のケアが
必要な場合や、施設がなくなった地域で
保育を維持する必要がある場合などに、
保護者の自宅で1対1で保育を行います。

「子ども・子育て支援新制度リーフレット」(H27：内閣府)



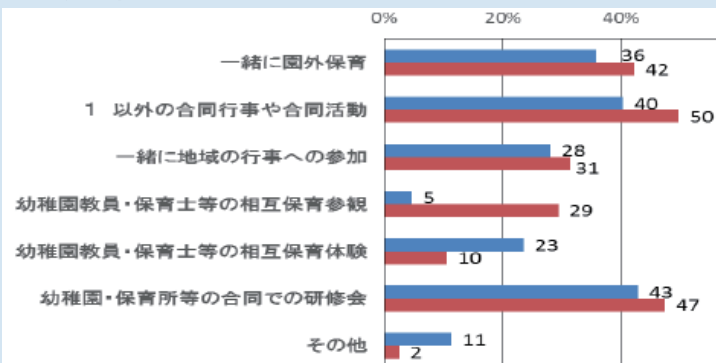
【他園との交流の状況】

《交流の有無》



* H24 調査：「認定こども園」は「幼稚園」「保育所」のどちらかで回答

《交流内容》



「鳥取県幼児教育調査」(H28)

約半数の園で、保育者等の相互保育参観や合同研修会が行われるなど、相互理解の取組が進んできています。

就学に向けて同じ小学校区の複数の園の5歳児同士の交流が行われるなど、他園との交流が進んでいます。



地域とともにある幼児教育の推進

基本方針（２）地域とともにある園づくりの推進

目標① 地域資源の活用

地域の自然に触れたり、地域の人々と交流したり、地域の施設を活用したりするなど、地域との連携を図る取組を推進します。

【推進のための具体的な取組】

【県・県教育委員会】

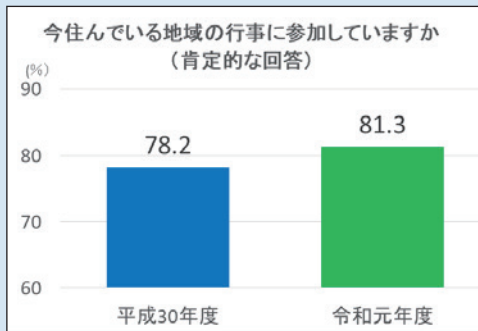
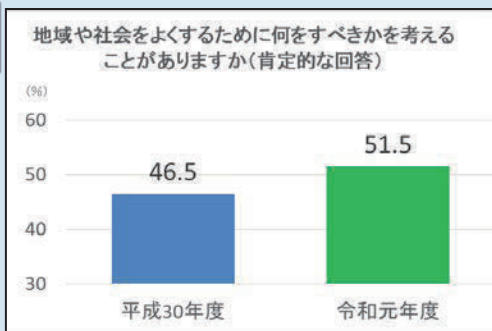
- 県内の地域資源に関する情報収集、情報提供
- 担当指導主事・幼児教育支援員・幼児教育アドバイザー・保育専門員による園内研修の支援
- 地域の自然を活用した保育への支援（「とっとり自然保育認証制度」）
- ふるさとキャリア教育の推進（「鳥取県における『ふるさと教育』推進ビジョン」）
- 地域の文化や民話に触れる機会の設定

【市町村・設置者】

- 地域人材活用の支援体制をつくりましょう。
- 地域資源に関する情報収集や情報提供に努めましょう。
- 地域の文化や民話に触れる機会の設定に努めましょう。

【幼稚園・認定こども園・保育所等】

- 日ごろから身近な地域についての情報収集に努めましょう。
- 地域資源を積極的に活用しましょう。
 - ・ふるさとの山、川などの自然の中での体験活動の実施
 - ・地域に伝わる民話、わらべうた、各種行事など伝統文化と触れ合う体験活動の実施
 - ・地域体験マップや人材バンクなどの作成・活用
- 公園・図書館・児童館・スポーツ施設などを積極的に活用しましょう。
- 地域の福祉施設等との交流を進めましょう。
- 中学生・高校生の保育体験の受入れを進めましょう。
- 地域との積極的な交流や保育に関する情報の発信に努めましょう。



地域との関わりに関する項目の肯定的な回答が増えています。

「全国学力・学習状況調査」(H31 (R元)) 鳥取県の小学校6年生質問紙調査

POINT

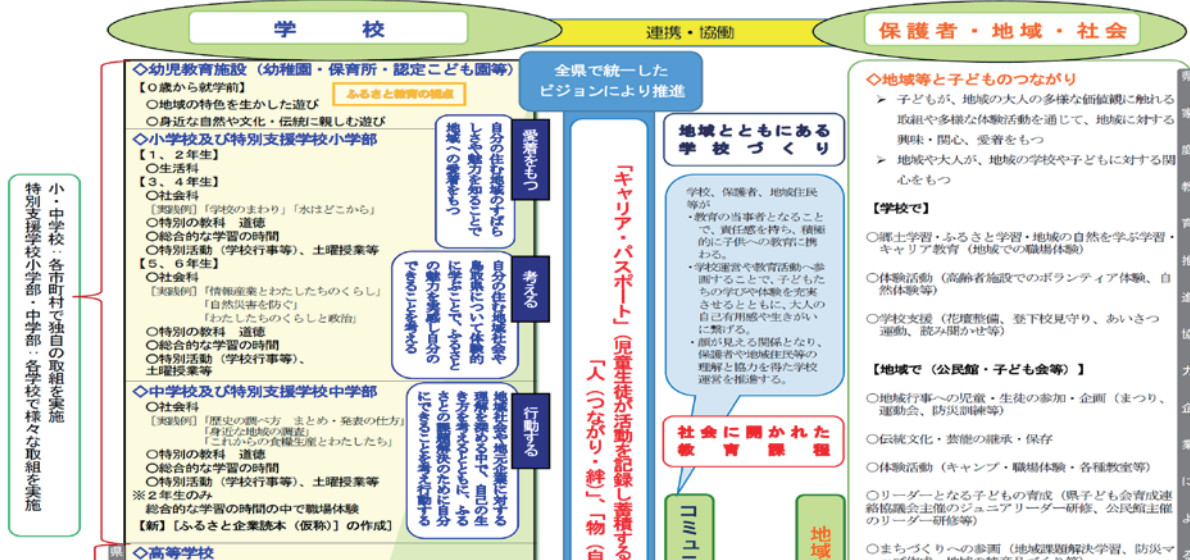
幼児期に地域の方や地域資源に触れ合う体験が、地域への関心を高め、ふるさとに誇りや愛着をもつことにつながります。

施策

ふるさとキャリア教育の推進について

鳥取県における「ふるさとキャリア教育」のめざす人間像

1. ふるさと鳥取に根差して、グローバルな視点で考え行動することができる人材
2. 鳥取県に誇りと愛着を持ち、ふるさと鳥取をさらに継承・発展させようとする意欲や態度を身につけた人材
3. 社会の変化に対応しながら新たな価値を創造することができる人材
4. 自立し、自分らしい生き方を実現するとともに、将来にわたりふるさと鳥取を思い、様々な場面でふるさと鳥取を支えていくことができる人材



「ふるさとキャリア教育に関する系統的な取組の推進について」(R元)一部抜粋 P95参照

施策

とっとり自然保育認証制度

**とっとり自然保育認証制度の
主な認証基準の概要**

実施者

- 県内において、保育所、幼稚園、認定こども園及び届出保育施設を運営している団体

活動計画

- 園の活動方針、指導計画等に自然体験活動に関する事項を入れ、計画的に実施すること
- 活動に当たっては、地域資源を活用し、地域住民の協力を得られるよう努めること

活動時間

- 3歳以上児に係る自然体験活動の時間が、園あたり平均して週6時間以上とすること

活動時の職員体制

- 保育所等の配置基準によるものとする
- 自然体験活動を行う場合は、子どもの人数にかかわらず保育者は最低2人以上とすること

安全対策

- 県等が実施する安全対策研修を受講すること
- 自然体験活動における安全対策マニュアルを作成し、かつ、保育者と保護者に周知すること
- 避難又は危険回避ができる措置、けがや事故への迅速な体制を確保すること

詳しくは、県ホームページにより御確認ください。
http://www.pref.tottori.lg.jp/267067.htm

【地域資源を活用した取組】



地域とともにある幼児教育の推進

POINT

子どもの生活の連続性を踏まえ、家庭や地域と連携して保育が展開されるよう配慮することが大切です。その際、家庭や地域の機関や団体の協力を得て、地域の自然、人材、行事、施設等の地域の資源を積極的に活用し、教育・保育内容の充実を図ることが必要です。

基本方針（２）地域とともにある園づくりの推進

目標② 子どもを支える地域づくり

全ての子どもたちが、安心・安全に過ごし、豊かに生活することができるよう地域と連携した取組を推進します。

【推進のための具体的な取組】

【県・県教育委員会】

- 地域とともにある園・学校づくりの推進
- 地域社会との様々な関わりを通して、子どもたちが安心して活動できる居場所づくり・人づくりの推進

【市町村・設置者】

- 多様化する家庭環境に対して、地域全体で家庭教育を支える体制づくりに努めましょう。
- 関係機関による地域の子どもの育むための協議会等を開催しましょう。

【幼稚園・認定こども園・保育所、小学校等】

- 地域と連携して幼児教育を行えるように地域の取組について理解を進めましょう。
- 様々な関係者や組織と日常的なネットワークづくりに努め、地域における幼児教育の中心的役割を果たしましょう。

《地域とともに》

様々な地域人材から協力を得るためには、保育者が日ごろから身近な地域社会の実情を把握しておくと同時に、地域から幼稚園・認定こども園・保育所等の存在やその役割が認知され、子どもや保育について理解や親しみをもって見守ってもらうことが大切です。

地域社会との双方向の積極的な交流や幼児教育に関する情報の発信など、地域とのネットワークづくりに努め、地域の力を得て、子どもの生活がより充実したものとなるよう取り組みましょう。



これからの学校と地域の目指すべき連携・協働の姿

学校 地域

パートナーとしての
連携・協働関係

今後、学校や地域が抱える様々な課題に社会総掛かりで対応するためには、学校と地域の関係を、新たな関係として、相互補完的に連携・協働していくものに発展させていくことが必要。学校と地域は、お互いの役割を認識しつつ、共有した目的に向かって、対等な立場の下で共に活動する協働関係を築くことが重要。

双方向性

教育課程内外を通じ、子供たちが積極的に地域で学ぶ、地域課題の解決に取り組む視点(学校と地域がともに魅力を高める視点)

対等性

学校依存ではなく、地域社会がより積極的・主体的に教育活動を展開する視点(地域社会が教育の当事者として役割・責任を果たす視点)

今なぜ、学校と地域の連携・協働が求められているのか ～学校と地域の連携・協働が必要な理由～

地域とともに
ある学校への
転換

■ これからの公立学校は、「開かれた学校」から更に一歩踏み出し、地域でどのような子供たちを育てるのか、何を実現していくのかという目標やビジョンを地域の人々と共有し、地域と一体となって子供たちを育む「**地域とともにある学校**」に転換していく必要。

子供も大人も学
び合い育ち合う
教育体制の構築

■ 地域が教育の担い手となることが社会的な文化となっていくためにも、地域全体で子供たちの学びを展開していく環境の整備が必要。
■ 子供を軸に据え、地域の様々な機関や団体等がネットワーク化を図り、住民自ら学習し、教育の当事者としての意識・行動を喚起していく「**子供も大人も学び合い育ち合う教育体制**」の構築が必要。

学校を核とした
地域づくりの
推進

■ 地域創生の観点からも、これからの子供たちには、**地域に愛着と誇りを持ち、地域課題を解決していく力**が求められている。
■ 学校という場を核とした学校と地域の協働の取組を通じて、地域の将来を担う人材を育成し、自立した地域社会の基盤の構築を図る「**学校を核とした地域づくり**」を推進。

平成27年12月中教審答申「新しい時代の教育や地方創生の実現に向けた学校と地域の連携・協働の在り方と今後の推進方策について」より

施策

地域とともにある学校づくり



コミュニティ・スクールは「学校運営協議会」を設置している学校です。地域の力を学校運営に生かすコミュニティ・スクールの導入が推進されています。

問い合わせ先: 鳥取県教育委員会小中学校課

日野町教育行政連絡会議 開催要項

(目的)

第1条 日野町における保小中一貫教育の推進に向けて、関係機関の連絡調整を図るために、「日野町教育行政連絡会議」(以下「連絡会議」という)を開催する。

(構成員)

第2条 連絡会議の構成員は、次にあげる者とする。

- (1) 保育所長
- (2) 小・中学校長
- (3) 学校給食センター所長
- (4) 図書館長・文化センター所長
- (5) 公民館長
- (6) 下榎集会所・隣保館長
- (7) 教育委員会教育長、課長、担当者
- (8) その他必要と認める者

(会議)

第3条 連絡会議は、毎月、月初め(第1水曜日の午前9時から原則とする)に開催し、会場は町内各施設を持ち回りとする。

(事務局)

第4条 連絡会議の事務を処理するため、事務局を教育委員会事務局に置き、指導主事が庶務を担当する。

附 則

この要項は、平成23年1月1日から施行する。

【地域の関係機関による 子どもを育むための連絡協議会】

子どもの育ちを支える地域の関係者で構成された委員によって、町の教育振興基本計画の目標に沿って協議しています。

町内の保育所、学校の子どもたちの様子について情報共有するとともに、必要に応じて手立て等を協議することとしています。さらに、所長・校長会で協議する場合もあります。

POINT

園や学校、子どもたち、家庭・地域社会が抱える課題の解決や子どもたちの健やかな成長に向けて、園・学校・家庭・地域が互いに連携し、地域の子どもたちを育成していきましょう。